

令和5年度運営指導における指導事項について

1 個別サービスに関する事項

短期入所生活介護

○緊急短期入所受入加算について

[事例]

- ・緊急短期入所受入加算を算定する際、利用の理由・期間・対応などの事項を記録することとなっているが、担当者のメモに記載はあったが、事業所としての記録が整備されていなかった。

緊急短期入所受入加算を算定する際には、利用の理由・期間・対応などの事項を記録することとなりますので、事業所の記録を整備してください。

担当 旭川市福祉保険部 指導監査課 介護担当

TEL: 0 1 6 6 - 2 5 - 9 8 4 9

E-mail: shido-kaigo@city.asahikawa.lg.jp